

台風 19 号の影響により被害を受けた皆様へ

この度の台風 19 号の影響により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。

1. 申告などの延長について

災害により申告・納税等を期限までにできないとき（交通断絶等）は、久慈税務署に申請し、承認を受けることにより、その期限が延長されます。

2. 納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、久慈税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3. 所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財等に損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

なお、雑損控除は、令和元年分の確定申告で行うこととなります。

4. 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害によって被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（又は適用を受けることの必要がなくなった場合）には、久慈税務署に申請し、承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から適用を受けること（又は適用をやめること）ができます。

詳しい内容については、久慈税務署へご相談下さい。